

社会福祉法人桑の実会定款

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 軽費老人ホームの経営
- (ハ) 養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 老人デイサービス事業の経営
- (ハ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ニ) 介護老人保健施設の経営
- (ホ) 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
- (ヘ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ト) 放課後児童健全育成事業の経営
- (チ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (リ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (ヌ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (ル) 一時預かり事業の経営
- (ヲ) 生活困難者に対する相談支援事業
- (ワ) 障害児通所支援事業の経営
- (カ) 小規模保育事業の経営
- (ヨ) 老人短期入所事業の経営
- (タ) 病児保育事業の経営
- (レ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (ソ) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (ツ) 老人福祉センターの経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人桑の実会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を埼玉県所沢市に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 8 名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 3 名の合計 5 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席しその過半数をもって行う。ただし、外部委員の 2 名以上が出席し、かつ、外部委員の 2 名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第 7 条 社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第 8 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、一人あたりの各年度の総額が12万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員及び会計監査人の選任又は解任
- (2) 役員の報酬等の額
- (3) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、10月及び3月並びに必要な場合に開催する。

(議長)

第13条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録記名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上

(2) 監事 2名

(3) 会長 必要に応じ1名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、必要数の業務執行理事を置くことができる。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第18条 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

3 会長は、理事会の決議によって歴任の理事長の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会長の職務及び権限)

第22条 会長は、理事会・評議員会の招集によって当該会議に参加し、この法人の運営について、理事長の質問に答え又は助言する。

(会計監査人の職務及び権限)

第23条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当

該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第25条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第26条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第27条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

- (イ) 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六丁目2823番12所在の桑の実こども園敷地（1523.42平方メートル）
- (ロ) 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六丁目2823番13所在の介護老人保健施設ケアステーション所沢敷地（1837.12平方メートル）
- (ハ) 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六丁目750番1所在の軽費老人ホームケアハウス大

光園敷地（1499.48平方メートル）

(二) 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六丁目2835番2所在の特別養護老人ホーム康寿園敷地（2611.84平方メートル）

(2) 建物

(イ) 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六丁目2823番地13、2823番地12所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 桑の実こども園園舎1棟（延647.57平方メートル）

(ロ) 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六丁目2833番地1、2834番地1、2835番地4所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建旧特別養護老人ホーム康寿園園舎1棟跡地（延1749.49平方メートル）

(ハ) 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六丁目2823番地13、2823番地12所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建介護老人保健施設ケアステーション所沢養護所1棟（延3332.85平方メートル）

(ニ) 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六丁目750番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建軽費老人ホームケアハウス大光園園舎1棟（延2958.46平方メートル）

(ホ) 埼玉県さいたま市南区白幡五丁目758番地2所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建武蔵浦和Jキッズステーション園舎1棟（延604.33平方メートル）

(ヘ) 埼玉県さいたま市南区白幡五丁目758番11、沼影三丁目148番地7所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建武蔵浦和桑の実保育園園舎1棟（延351.94平方メートル）

(ト) 埼玉県戸田市大字新曾字稻荷1477番地4、1475番地2、1476番地1、1478番地28、1484番地4、1522番地2、1523番地2所在の鉄筋造合金メッキ鋼板ぶき2階建北戸田Jキッズステーション園舎1棟（延948.86平方メートル）

(チ) 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字北新埜855番地90、855番地89、855番地91、855番地92所在の木造スレートぶき2階建桑の実三芳保育園園舎1棟（延560.93平方メートル）

(リ) 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六丁目2796番1、2796番地3、2796番地4所在の鉄骨造陸屋根2階建康寿園グループホーム輝養護所1棟（延941.13平方メートル）

(ヌ) 埼玉県所沢市小手指元町一丁目9番地2所在の軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建小手指サポートハウス24養護所1棟（延640.53平方メートル）

(ル) 埼玉県所沢市大字本郷字東上269番地1、268番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建桑の実本郷保育園園舎1棟（延584.63平方メートル）

(ヲ) 埼玉県戸田市上戸田5丁目18番地3、18番地16、18番地18、21番地2、21番地7、21番地9、21番地10、47番地2、48番地3所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建桑の実戸田公園保育園園舎1棟（延736.00平方メートル）

- (ワ) 埼玉県所沢市大字山口字谷戸291番地5、289番地1所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建桑の実西所沢保育園園舎1棟(延675.44平方メートル)
- (カ) 埼玉県所沢市大字本郷字東上266番地所在の鉄骨造陸屋根3階建特別養護老人ホーム本郷希望の丘園舎1棟(延3504.84平方メートル)
- (ヨ) 目黒区上目黒三丁目1709番地1、1709番地3、1720番地1、1720番地5所在の鉄骨造陸屋根2階建桑の実中目黒保育園園舎1棟(延738.21平方メートル)
- (タ) 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六丁目2835番地2、2835番地12所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建特別養護老人ホーム康寿園園舎1棟(延4990.95平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第40条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、埼玉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、埼玉県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 役員及び評議員の名簿
- (4) 役員及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的と

して、次の事業を行う。

- (1) 乳幼児健康支援デイサービス事業の受託経営
- (2) 居宅介護支援事業
- (3) 東京都認証保育所の事業
- (4) 訪問介護員養成研修事業
- (5) 地域包括支援センターの事業
- (6) 無床診療所の事業
- (7) 通所リハビリテーションの事業
- (8) みまもり配食サービス事業
- (9) サービス付き高齢者向け住宅の事業
- (10) 有料老人ホームの事業
- (11) 事業所内保育事業
- (12) 放課後子ども総合プラン事業
- (13) 要配慮者の居住の支援に係る事業
- (14) 身元保証支援事業
- (15) 成年後見等受任事業
- (16) 訪問理美容に係る事業
- (17) 地域における公益的な取組に係る事業
- (18) 福祉増進に資する経営および運営、管理に関するコンサルティング事業
- (19) 福祉増進に資する職員研修事業の経営
- (20) 福祉増進に資する人材の育成および確保に関する事業の経営
- (21) 労働者派遣事業
- (22) 職業紹介事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(公益を目的とする事業)

第42条 公益事業に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第43条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 土地・建物の賃貸事業
- (2) 公共的な施設内の売店の経営
- (3) 国内外の専門分野に資する経営および運営、管理に関するコンサルティング事業

(収益を目的とする事業)

第44条 収益事業に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

（収益の処分）

第45条 収益事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る）に充てるものとする。

第9章 解散

（解散）

第46条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第47条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

（定款の変更）

第48条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、埼玉県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を埼玉県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

（公告の方法）

第49条 この法人の公告は、社会福祉法人桑の実会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第50条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 桑原忠好
理事 内山千恵子
理事 富田茂治
理事 桑原ヨシ
理事 根岸悦子
理事 宮川光雄
監事 河野寿一
監事 龍房行

附則 この定款は、昭和51年 6月21日より施行する。
附則 この定款は、昭和63年 3月22日より施行する。
附則 この定款は、平成 2年12月 5日より施行する。
附則 この定款は、平成 5年 1月 7日より施行する。
附則 この定款は、平成 5年12月 4日より施行する。
附則 この定款は、平成 7年 6月28日より施行する。
附則 この定款は、平成 7年12月 4日より施行する。
附則 この定款は、平成 9年 1月24日より施行する。
附則 この定款は、平成10年 3月31日より施行する。
附則 この定款は、平成11年 3月 8日より施行する。
附則 この定款は、平成12年 1月 4日より施行する。
附則 この定款は、平成12年11月 8日より施行する。
附則 この定款は、平成14年10月 4日より施行する。
附則 この定款は、平成16年11月 5日より施行する。
附則 この定款は、平成18年11月30日より施行する。
附則 この定款は、平成20年 9月 4日より施行する。
附則 この定款は、平成21年 6月11日より施行する。
附則 この定款は、平成21年 8月10日より施行する。
附則 この定款は、平成22年 6月16日より施行する。
附則 この定款は、平成23年 7月25日より施行する。
附則 この定款は、平成24年 6月19日より施行する。
附則 この定款は、平成26年12月 1日より施行する。
附則 この定款は、平成27年 7月22日より施行する。
附則 この定款は、平成28年 2月 3日より施行する。
附則 この定款は、平成28年 3月18日より施行する。
附則 この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。
附則 この定款は、平成30年 7月 5日から施行する。
附則 この定款は、令和 3年 5月31日から施行する。
附則 この定款は、令和 3年 8月24日から施行する。
附則 この定款は、令和 5年 4月12日から施行する。

附 則 この定款は、令和 5年12月22日から施行する。